

日本経済大学学生規則

第1章 一般心得

- 第1条 学生は大学の使命と学生の本分をわきまえ、教養を高めるとともに専門の学芸を修得し、民主的で文化的な社会の形成者として心身ともに健康な国民であらねばならない。
- 第2条 学生は学則その他諸規定を守り、学内外を問わず良識ある公民として行動し、いやしくも大学の名誉またまたは学生の品位を傷つけるようなことがあってはならない。

第2章 団 体

- 第3条 学生が学内において団体を結成しようとするときは、顧問として教育職員の部長を定め、学生部長を経て学長の許可を受けなければならない。
- 第4条 学生が学外の団体・連盟等に加盟または加入しようとするときは、学生部長を経て学長の許可を受けなければならない。
- 第5条 学生が学外の団体から指導者または講演者を招聘しようとするときは、学生部長を経て学長の許可を受けなければならない。

第3章 署名運動その他

- 第6条 学生が示威運動、署名運動、世論調査または寄付金募集等を行おうとするときは、あらかじめその責任者は学生部長を経て学長の許可を受けなければならない。
- 第7条 学生が学外で本学名をもって前各条に該当する行為をするときは、この規程を準用する。

第4章 集会及び合宿

- 第8条 学生が学内で集会を行おうとするときは、その責任者は所定の集会願を集会の2週間前までに学生部長を経て学長の許可を受けなければならない。
- 第9条 学生が講演会、競技会等を主催し、または参加しようとするときは、所定の活動届に計画書を添えて2週間前までに学生部長を経て学長の許可を受けなければならない。
- 2 活動終了後、責任者は直ちにその結果を前項の順序により報告しなければならない。
- 第10条 学生が合宿しようとするときは、前条の規定を準用する。
- 第11条 学生が集会等のため学内の施設を使用するときは、1週間前までに所定の学内施設使用願を提出し、学生部長を経て学長の許可を受けなければならない。

第5章 掲 示

第12条 学生が掲示しようとするときは、掲示期間と掲示責任者氏名を記載した現物を添えて学生部長の許可を受けなければならない。

第13条 掲示は指定された掲示場所以外に掲示してはならない。

第6章 印 刷 物

第14条 学生が学内外において印刷物を刊行し、または配布もしくは販売しようとするときは、これらの責任者はその趣旨を明らかにした印刷物配布、販売願を学生部長に提出して学長の許可を受けなければならない。

第7章 放 送

第15条 学生が放送室を使用しようとするときは、学生部長の許可を受けなければならない。

第16条 放送は、特別の場合を除き授業時間中は行うことはできない。授業時間外においても騒音防止の考慮を十分払うものとする。

第17条 意見発表またはこれに類する放送は、その趣旨を学生部長に提出し、その許可を受けなければならない。

第8章 学 生 証

第18条 学生証は身分証明書を兼ねる。

2 学生証は常に携帯しなければならない。

3 外国人留学生は学生証および在留カード（外国人登録証）を常に携帯しなければならない。

第19条 学生証はこれを他人に貸与または譲渡してはならない。

第20条 学生証を携帯しないときは、試験を受けることができない。

第21条 学生は教職員から学生証の提示を求められたときは、これに応じなければならない。

第22条 学生証が有効期限切れの場合は、学生課へ提出し更新を受けなければならない。

第23条 学生証を紛失したときは、直ちに学生課に届け出て再発行を受けなければならない。

第24条 学生証の有効期限は1年とする。なお、卒業、退学または除籍されたときは、学生証を直ちに学生課へ返納しなければならない。

第9章 諸願・届出

第25条 休学、復学または退学をしようとするときは、所定の休学、復学または退学願にその事由を具体的に記述し、または医師の診断書を添えて学生部長を経て学長に願い出なければならない。

第26条 学生の氏名、住所、保護者の住所に異動を生じたとき、および保護者が変わったときは、所定の用紙により直ちに学生部長に届け出なければならない。

第27条 疾病・事故等により修学に著しい支障が生じたときは直ちに学生課に届け出な

なければならない。(本人が申し出られない場合は、家族、友人等による。)

第10章 自動車通学・学内駐車

- 第28条 学生がやむを得ない事情のため車両（自転車除く）により通学しようとするときは、順序を経て学生部長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた車両は、所定の駐車場に駐車しなければならない。
- 2 自動車通学の細部については、別に定める。

第11章 その他

- 第29条 学生は登下校時は掲示に留意し、必ず学内通達を承知しなければならない。
- 第30条 学生は服装や身なりを正し、本学学生として品位を十分保持し、周囲に不快感を与えることがないように心掛けなければならない。
- 第31条 学生は学内で迷惑になる履物や学生として品位を損なうような履物の使用を厳禁する。
- 第32条 学内は全て禁煙とする。違反者に対する処罰は別に定める。
- 第33条 本学生規則は、原則として福岡キャンパスについて規定しており、福岡キャンパス以外のキャンパスについては別に定める。

附 則 この改正規則は、平成28年4月1日から施行する。